

横浜スポーツ表彰候補推薦要綱

制 定 平成 12 年 10 月 1 日
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、横浜スポーツ表彰規程第 5 条の規定に基づき、横浜スポーツ表彰候補推薦に関し、必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ功労賞推薦基準)

第 2 条 スポーツ功労賞の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢 55 歳以上で市内のスポーツ団体の要職を 10 年以上経験し、現在も引き続いてその団体において体育・スポーツの普及・発展にあたっている者
- (2) 現在も引き続いて市内のスポーツ団体において体育・スポーツの普及・発展にあたっている者で次のいずれかに該当する者
 - ア 体育・スポーツに係わる調査研究の結果を公表した者
 - イ スポーツ医学・科学の振興に係わる功績を収めた者
- (3) その他特に顕著な功績があった者

2 スポーツ功労賞に推薦する候補者は各団体 1 名以内とする。

3 前 2 項にかかわらず、横浜スポーツ表彰規程第 4 条第 3 項に基づくスポーツ功労賞の候補者は、会長が推薦する。

(優秀指導者賞推薦基準)

第 3 条 優秀指導者賞の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 優秀選手賞の被表彰者を直接指導した者
- (2) 優秀選手賞に該当する大会において市単位以上の代表団の監督又はコーチとして顕著な功績を収めた者
- (3) その他特に顕著な功績があった者

2 優秀指導者賞に推薦する候補者は各団体 1 名以内とする。

(優秀選手賞推薦基準)

第 4 条 優秀選手賞の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国際競技連盟又は日本スポーツ協会加盟競技団体又は障害者スポーツ団体が主催する国際競技大会において入賞した者又はチーム、又はベストメンバー若しくは最優秀選手に選ばれた者
- (2) 全日本総合選手権大会において 3 位以内の成績を収めた者又はチーム、又はベストメンバー若しくは最優秀選手に選ばれた者
- (3) 次のいずれかの選手権大会において優勝した者又はチーム、又はベストメンバー若しくは最優秀選手に選ばれた者
 - ア 国民体育大会
 - イ 全日本実業団大会
 - ウ 全日本社会人大会
 - エ 全日本大学大会
 - オ 全国障害者スポーツ大会
 - カ 日本中学校体育連盟又は全国高等学校体育連盟の主催する大会
 - キ 日本スポーツ協会加盟競技団体の主催する全日本ジュニア大会
- (4) 市代表として横浜市から委嘱を受け、県大会で 5 年連続優勝した者又はチーム
- (5) 日本記録を更新した者又はチーム

- (6) その他、特に優秀選手としての功績があった者又はチーム
- 2 前項の規定にかかわらず、マスターズ大会は対象としない。
(スポーツ奨励賞推薦基準)
- 第5条 スポーツ奨励賞の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 国際競技連盟又は日本スポーツ協会加盟競技団体又は障害者スポーツ団体が主催するマスターズ選手権大会において優勝した者又はチーム
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人横浜市スポーツ協会又は障害者スポーツ団体及びその構成員以外の者で第2条第1項の推薦基準を満たす者
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人横浜市スポーツ協会又は障害者スポーツ団体及びその構成員以外のもので第4条の推薦基準と同等の成績を収めた者又はチーム
- (4) その他特に顕著な功績があった者
- 2 前項第2号の規定により推薦する候補者は各団体1名以内とする。
- 3 前項第1号及び3号の規定により推薦する候補者の推薦基準の細目は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。